



令和4年

12月号

# ひばりが丘交番だより

## 無事故で年末、笑顔で新年



年末は、人の流れや交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多く発生しています。

「年末の交通事故防止運動」として「県民一人一人に交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動」を通じて交通事故防止の徹底を図りましょう。

### 横断歩行者（特に高齢者）の交通事故防止

- ・歩行者も「信号を守る」「斜め横断をしない」などの交通ルールを守る
- ・目につきやすい「明るい色の服」や「反射材」を身に着ける



### 二輪車の交通事故防止

- ・ヘルメットを正しく着用し、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケットを装着する
- ・二輪車は車体が小さく、実際の速度よりも遅く感じるという特性に配慮した運転を心掛ける



### 飲酒運転の根絶

- ・「これくらいなら」「少しの距離だから」といった安易な心が重大な事故の引き金に！
- ・飲酒運転は絶対にしない



### 令和4年座間市内特殊詐欺被害状況

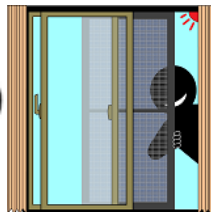
《令和4年11月21日現在》

- ◇発生件数 21件
- ◇被害総額 約2,517万円

### 令和4年12月15日から令和5年1月3日は 犯罪予防、警戒活動強化中

年末年始は、帰省や外出等で自宅を空ける機会が多くなります。

日頃から「自分の財産は自分で守る。」といった防犯意識を高め、侵入盗の被害に遭わないように十分注意し、明るい笑顔で新年を迎えましょう。



年末年始特別警戒!

### 交通事故増加中!

ひばりが丘交番の管内では、自転車に関わる交通事故が多く発生しています。

事故が発生しやすい時間帯は、午前10時台と帰宅時間帯の午後5時台です。また、自転車が絡む事故は3割を超えています。

日が短くなっているため、早めのライト点灯で事故に遭わないように注意しましょう。

### 12月10日から16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。

